

令和 7 年 3 月

設計・測量等業務委託の共通仕様書改定について

「土木設計業務共通仕様書」「測量業務共通仕様書」「地質調査業務共通仕様書」の一部改定を実施いたしました。

1 改定事項

- ・「土木設計業務共通仕様書」 第 104 条 及び 第 112 条
- ・「測量業務共通仕様書」 第 104 条 及び 第 113 条
- ・「地質調査業務共通仕様書」 第 104 条 及び 第 113 条
- ・「地質調査業務共通仕様書」 スウェーデン式サウンディング試験の名称変更

債務負担を設定する委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないもの（いわゆるゼロ市債を設定している委託）の規定を、「第104条 業務の着手」および「第112条(第113条) 委託業務計画書」に追記しました。

なお、「第104条 業務の着手」における着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを行うことをいいます。

また、「地質調査業務共通仕様書」における【スウェーデン式サウンディング試験】は国交省の改定に併せ、【スクリーウエイト貫入試験】と名称を変更いたします。当面の間、「地質調査業務共通仕様書」では【スクリーウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)】と表記いたします。

2 適用開始時期

令和7年3月より適用となります。

担当 財政局公共事業調整課
電話 671-2025